

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に係る処分基準の一部改正について

見出しのことについては、パブリック・コメント手続を実施せずに改正したので、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第7の3項の規定に基づき、その旨公表いたします。

1 意見公募を実施しなかった理由

今回の一部改正は、警察庁により示された全国一律のモデル基準に従ったもので、熊本県に実質的な裁量の余地がないことから、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第4の除外規定（軽微な変更等と認めるもの）に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。

2 改正の概要

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第8条（欠格事由）に

- ・ 刑法第182条
- ・ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条

が追加されたことに伴って、事業停止命令対象行為等の改正を行ったものです。

3 施行日

令和5年7月13日

【問い合わせ先】

熊本県警察本部生活環境課

電話 096-381-0110(内線3184)